

第1章

加東市環境基本計画及び行動方針の基本的な考え方

1. はじめに ～環境問題と環境行政の系譜～
2. 計画策定の背景と目的
3. 計画の基本理念
4. 計画の役割
5. 計画と行動方針の考え方
6. 計画の位置づけ
7. 計画の期間
8. 計画の対象範囲

1. はじめに ～環境問題と環境行政の系譜～

21 世紀は、環境の世紀であると言われていました。

60 年代から 70 年代（昭和 40 年代）にかけて公害問題や都市開発問題が全国各地で爆発的に増加し、その後も、80 年代、90 年代（昭和 60 年代、平成年代）に入って廃棄物問題や地球環境問題などの新たな問題が浮き彫りとなり、「環境」に関する諸問題が複雑化するなど、今や人類の生存基盤である地球自体が脅かされる事態へとなってきています。特に近年の環境問題は、市民や事業者、行政など、全ての主体が加害者であり、被害者であるという問題を抱えています。

このような中で我が国では、高度経済成長に伴う激甚な公害問題への対応として、1967 年（昭和 42 年）に公害対策基本法が制定され、大気汚染防止法や騒音規制法といった個別の規制誘導方策が順次進められました。当時の環境問題は、産業公害、企業公害といった問題でしたが、技術革新等により公害の問題は徐々に沈静化し、1990 年頃から地球温暖化などの地球規模での環境問題が表面化するようになってきました。そして、1992 年（平成 4 年）の地球サミットを契機に新しい地球環境時代にふさわしい法整備として翌 93 年（平成 5 年）に環境基本法が制定され、環境保全に向けた総合的な枠組みの整備が進められてきました。1994 年（平成 6 年）には、環境基本法に基づく国の環境基本計画の策定に至っています。このころを境に、各都道府県や市区町村においても、全ての主体が環境への意識を高め、積極的な行動へとつなげるための環境基本条例の制定や環境基本計画の策定などが進みました。

近年では地球温暖化に対する世界的な動向、ポスト京都議定書への関心に環境問題の中心が移りつつも、循環型社会の形成、低炭素社会への移行や生物多様性の確保まで、多様化、複雑化する環境問題に対処するための様々な方策が制度化されています。

そして現在では、次の温室効果ガス排出量削減目標（ポスト京都議定書）として 25%削減が掲げられたほか、生物多様性条約 COP10 における名古屋議定書の採択などを契機に、住民や事業者においても自らの責務に対する認識を深め、行政とのパートナーシップのもと、地球規模で考え、地域レベルで行動することが重要となっています。

●環境問題をめぐる主な国内の動向

1960～70 年（昭和 40 年）代：公害問題が全国各地で増加
1967 年（昭和 42 年）：公害対策基本法制定
1970 年（昭和 45 年）：公害 7 法制定
1990 年（昭和 60 年～平成年代）代：地球温暖化などの地球規模での環境問題が表面化
1992 年（平成 4 年）：地球（リオ）サミット開催
1993 年（平成 5 年）：環境基本法制定
1994 年（平成 6 年）：国の環境基本計画の策定
1997 年（平成 9 年）：気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において京都議定書採択
1999 年（平成 11 年）：地球温暖化対策の推進に関する法律制定
2000 年（平成 12 年）：循環型社会形成推進基本法制定
2006 年（平成 18 年）：第三次環境基本計画の策定
2008 年（平成 20 年）：生物多様性基本法制定

2. 計画策定の背景と目的

近年、ごみ問題や地球温暖化に代表される地球規模での環境問題や生物多様性確保の問題等も事業者の活動や市民一人ひとりの生活から生じたもので、これまでのような事業活動による公害等を規制するだけの環境行政では新しい環境問題に対処することは困難となっています。

また、地球規模の環境問題は、生命の営みの持続性に重大な影響が現れはじめたことにより持続できなくなる恐れが出てきたと言われはじめました。

言うまでもなく、人間はこの地球の自然の恵みがなければ生きられないことから、環境優先主義に移行する必要性が生じています。

そこで、環境を優先する行政を実行し、持続可能な社会づくりを推進することが求められています。

このような中で、本市では平成 21 年 3 月に、市域全般における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造（以下「環境の保全と創造」という。）についての基本理念を定め、市（行政）、事業者及び市民の責務を明らかにしつつ、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めた『**加東市環境基本条例**』（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。これは、全ての主体の参画と協働のもとに、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的としたものです。

また、本市では平成 20 年 6 月に、合併後の新しい市としてのまちづくりのマスタープランである「加東市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定しました。この総合計画では、①「きずなが躍動する健やかなまち」、②「水と緑を生かす癒しのまち」、③「ネットワークが支える快適なまち」、④「地域経営による自主自律のまち」をまちづくりの基本理念としてまちづくりに取り組むこととしています。

総合計画においても、「環境基本計画の推進」を施策の展開に掲げ、環境への負荷の低減を図り、市民、事業者、行政が協働して、環境の保全と創造に貢献するまちを目指すこととしています。

そこで本市では、本市の環境問題及び環境に関わる課題に対応し、全ての主体の参画と協働のもと、二酸化炭素の排出削減など環境への負荷を低減し、循環を基調とした持続的発展が可能な社会を創るための環境に係るまちづくりのマスタープランとして『**環境基本計画及び行動方針**』を策定することとしました。

3. 計画の基本理念

計画の理念とは、普遍的な考え方で環境に対する認識、姿勢を明らかにするもので、本計画では、平成 21 年に制定された環境基本条例に従い、第 3 条の基本理念 3 項目を計画の基本理念とします。

(目的：恵みの継承)

1. 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、この環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行われなければならない。

(主体：パートナーシップ)

2. 環境の保全と創造は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

(気づき：人類共通の課題)

3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

4. 計画の役割

1

目指すべき将来の環境像（ビジョン）と活動イメージを示します。

2

環境像や活動イメージを実現するため、市民・事業者・行政が、それぞれの役割分担のもとに取り組むべき事項を体系的に整理するとともに、全ての主体のパートナーシップに基づいて連携・協働して実践する内容及び方向性を示します。

3

市の事務事業を、環境を優先する方向へ誘導します。

4

総合的かつ計画的に環境施策を推進するための進行管理の手法を示します。

5. 計画と行動方針の考え方

環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念及び施策の基本方針、総合計画基本構想（2008－2017）のまちづくりの基本理念に基づき、環境の保全と創造の面において施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定したものです。

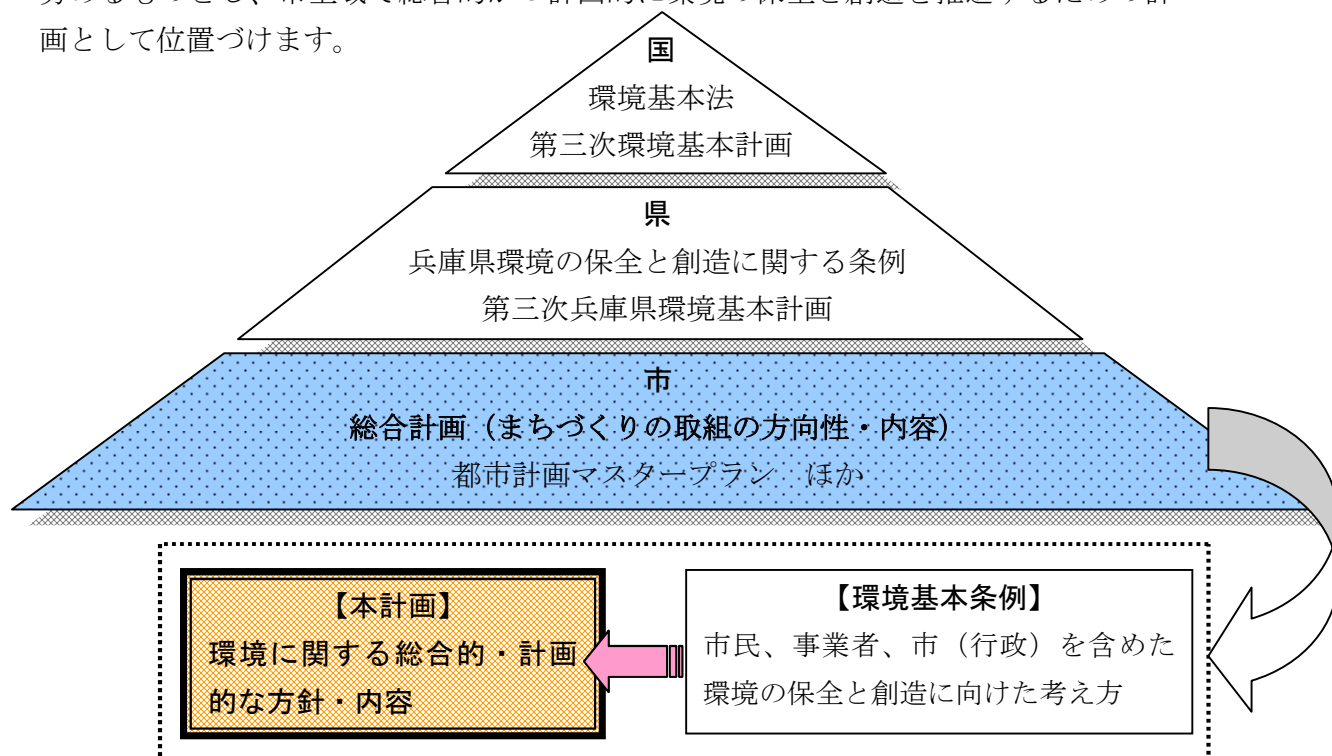
行動方針

本計画では、基本計画を示すだけでなく、具体的な行動につなげていくことが重要であるとの認識のもと、特に市民や事業者等がそれぞれ、また協働により取り組むべき具体的な行動も規定することにより、その方向性を行動方針として示しました。

6. 計画の位置づけ

本計画は、総合計画を環境面から具体化するもので、環境基本条例第 10 条に明記された「環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定するものです。

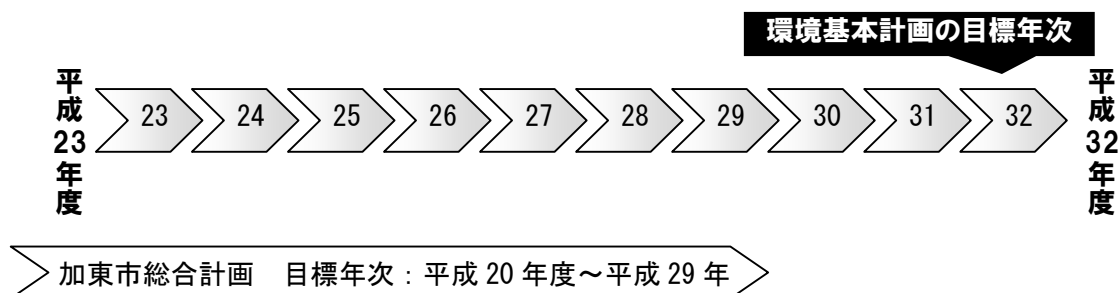
なお、本計画は、国・県の環境基本計画の内容も考慮しつつ、本市独自の環境に関する基本的な計画としてまとめるものです。また、加東市の環境に関する最上位の計画となることから、市の他の計画は、本計画との整合を図り、環境を優先するように努めるものとし、市全域で総合的かつ計画的に環境の保全と創造を推進するための計画として位置づけます。



7. 計画の期間

加東市では、計画の目的に照らして、必要な事業を、できるところから具体的に実行・推進していくものとします。

本計画は、平成62年（2050年）頃までの長期的な展望をしつつ、平成32年度（2020年度）までの10年間を計画の期間とし、地球環境の保全等の長期的な取組についても実効性を確保するために、概ね計画策定後5年を目安として、社会情勢の変化等に応じた計画の見直し・更新を検討します。その上で、平成30年度以降に次期総合計画の内容と整合を図った新・環境基本計画の策定を予定します。



8. 計画の対象範囲

地域の範囲	
本市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く地球環境まで視野に入れます。なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。	
実施主体の範囲	
市民・市民団体等	市内に在住、在勤、在学する方、市民団体
事業者	市内で事業活動を行うすべての者
行政	市役所のみならず、市内で行われる行政活動のすべて
環境の範囲	
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、グリーン購入など
生活環境	廃棄物、大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、交通、まちの景観・緑化など
自然環境	生物多様性、森林・里山、河川、水路、ため池、農地、緑地、文化財など

